



# 「標準報酬基礎届」の記入・送付にあたって

**ご提出は9月8日（金曜日）までをお願いいたします。**

## 《 ご記入の注意点 》

### ① 10月以降の標準報酬に変更がない場合

「変更なしの場合、✓印を記入」欄の□に✓印を記入してください。  
全会員の掛金に変更がない場合でも、✓印を記入し、提出してください。

### ② 10月以降の標準報酬に変更がある場合

「標準報酬変更後」欄の枠内に標準報酬を記入してください。

### ③ 氏名の記載があるが10月1日付で在職しない場合

「退職」、「異動(転出)」により10月1日付で在職しない場合は、備考欄に「退職」、「異動」と記入してください。

### ④ 中断の場合

既に中断中の場合は、氏名の記載がありません。  
氏名の記載があり、10月1日時点で中断中の場合は、備考欄に「中断」と記入してください。

### ⑤ 氏名の記載がない場合

「新規加入」、「異動(転入)」、「再開」により氏名の記載がない場合は、手書きで追加してください。

### ★ 標準報酬の考え方

会員が勤務の対象として受ける本俸額(会員に等しく支給している手当がある場合はこれを含む。)をもとに算出します。 ※社会保険料の考え方とは異なりますので、ご注意ください。

例えば… 住宅手当、通勤手当など人によって額が異なる手当は含みません。

📄 ご記入の詳細は別紙  
【記入例】  
を参照してください。

## 《 ご提出後の留意点 》

**9月以前の加入、異動(転入)又は再開の届を提出する際は、次の点にご注意ください。**

### ① 加入等の届に記載した標準報酬を10月以降に変更する場合

「標準報酬基礎届」の修正及び再提出が必要となります。共助会事務局までご連絡ください。

### ② 「標準報酬基礎届」の再提出がない場合は、加入等の届に記載された標準報酬額を10月以降も引き続き適用します。

※ 原則として8月11日以降到着の加入等の届については、「標準報酬基礎届」に反映されておりません。

※ 10月1日付の加入、異動(転入)又は再開の場合は、「標準報酬基礎届」への記入は不要です。

※ 施設・団体にて、提出される「標準報酬基礎届」の写しの保管をお願いします。

連絡先

TEL

048-831-7547

月曜から金曜日8:30~17:00 (※祝日を除く)

URL

<https://www.saitama-kyojokai.jp>

